

平成22年度 事業報告

I 業務に関する事項

1. 自主規制に係る事業

平成22年度は、商先法が1月1日に完全施行されるのを控え、商先法における商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者に係る各種の行為規制、特に今般新たに導入される不招請勧誘の禁止及び新たに規制対象となる外国商品市場取引や店頭商品デリバティブ取引の実態等を踏まえた自主規制規則の見直しを行った。

その他、違反等行為を行った会員役職員等3名に対する処分及び「商品先物取引委託者保護総合プログラム」に基づく会員及び役職員等に対する指導等を行った。

(1) 商先法の完全施行に向けた自主規制規則の見直し

商先法及び同法政省令に対応した自主規制規則の改正を検討するため、第36回自主規制委員会（6月7日開催）及び第37回自主規制委員会（7月12日開催）を開催して、新規参入業者が行うと予想されるビジネスモデルを踏まえた自主規制規則の見直しに係る論点整理を行うとともに、隣接業界の自主規制機関である日本証券業協会及び社金融先物取引業協会が制定する諸規則との比較を通じてそれらの見直しの方向性について議論した。その結果、改正について主務大臣の認可を得る必要のある紛争処理規程及び制裁規程並びに政省令の改正に伴う影響が比較的軽微であると予想される諸規則の改正を先行して検討することとし、その他の規則の改正は政省令及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「監督指針」という。）の制定に併せて検討することとした。

なお、自主規制規則の改正の概要は次のとおりであるが、これを会員に周知するために各種説明会を開催した。（詳細は25頁「5. 商先法施行に伴う各種説明会の開催」を参照）

① 紛争処理規程、あっせん・調停委員会規則及び苦情処理規則の一部改正について

商品デリバティブ取引として外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引が追加されるとともに、本会の会員でない商品デリバティブ取引の媒介を業とする商品先物取引仲介業者の業務に関する苦情・紛争についても本会で取り扱うことが商先法に規定されたことから、それらに対応できるよう「紛争処理規程」、「あっせん・調停委員会規則」及び「苦情処理規則」を一部改正し、第38回自主規制委員会（10月4日開催）の審議を経て、第89回理事会（11月17日開催）において決定し、12月24日付けで主務大臣より紛争処理規程の変更に係る認可を受け、1月1日に施行した。

② 制裁規程、制裁規程に関する細則の一部改正について

会員である商品先物取引業者を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が法令や本会の定款諸規程に違反したとき、当該仲介業者の所属商品先物取引業者である会員に対して制裁する旨を制裁規程に定めることが商先法に規定された。

これに対応するため、商品先物取引仲介業者が制裁規程に定める制裁対象行為を行った場合であって、その所属商品先物取引業者である会員が当該行為の発生を防止するのに必要な相当の注意を払わなかったときには、当該会員に対して制裁を科すことができるよう規定を整備するほか、制裁対象となった会員の違反等行為の再発防止を図る観点から、制裁の賦課に併せて社内規則や管理体制の見直しに関する改善を勧告し、その改善結果の報告を求めることができる旨の規定を新設するとともに、適合性の原則等が導入された平成17年5月の法改正以降に行った本会の制裁の実態に合わせて、制裁規程に関する細則において規定する制裁内容のガイドラインを強化するため、「制裁規程」及び「制裁規程に関する細則」を一部改正し、第38回自主規制委員会（10月4日開催）の審議を経て、第89回理事会（11月17日開催）において決定し、12月24日付けで主務大臣より制裁規程の変更に係る認可を受け、1月1日に施行した。

③ 会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則の一部改正について

商先法において商品先物取引仲介業者にも登録外務員制度が導入され、本会がその登録事務を行うこととなったため、会員である商品先物取引業者の役員及び使用人又はこれらの職にあった者（以下「役員使用人等」という。）と同様に、本会の行う指導、勧告、処分の対象として商品先物取引仲介業者の役員使用人等を追加し、本会の行う商品先物取引仲介業者に対する調査等は所属商品先物取引業者である会員を通じて協力させる旨を規定するとともに、その役員使用人等に対する指導等の手続きに関する規定を整備する等の一部改正に併せて、本規則の名称を「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」に改めることとし、第39回自主規制委員会（11月22日開催）及び第40回自主規制委員会（12月1日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、1月1日に施行した。

④ 会員の企業情報の開示に関する規則の一部改正について

商先法において従来の国内商品市場取引に外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引が追加されたことにより、既にそれらを業として行っている金融機関や金融商品取引業者等が新たに商品先物取引業者の許可を受けることが見込まれるため、年次及び月次のディスクロージャー項目記載要領の改正が必要であるものの、新規参入業者の企業規模や業態、顧客層等を含めたビジネスモデルが不明で具体的な検討が困難なため、新規参入業者が会員となった後に検討する必要があると判断した。そのため、「会員の企業情報の開示に関する規則」については、商先法に対応する字句の修正等を行うための一部改正を第39回自主規制委員会（11月22日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、1月1日に施行した。

⑤ 会員の広告等に関する規則及び会員の広告等に関する指針の一部改正について

商先法において商品先物取引業者の行う広告等に係る条文が一部改正されるとともに、商品先物取引仲介業者の行う広告等に係る条文が新設されたことから、会員の行う広告等

に関しては商先法に則した規定となるよう字句の修正等を行い、商品先物取引仲介業者の行う広告に関しては所属商品先物取引業者である会員が本規則に定めるところにより管理するため、「会員の広告等に関する規則」及び「会員の広告等に関する指針」を一部改正し、第39回自主規制委員会（11月22日開催）及び第40回自主規制委員会（12月1日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、1月1日に施行した。

⑥ 商品取引責任準備金の積立て等に関する規則の一部改正について

これまで商品取引責任準備金の積立額の計算の基礎となる取引は、「一般委託者からの対面営業による取引」と「専門知識及び経験を有する者からの取引及び電子情報処理組織を使用した取引」であったが、商先法における特定委託者及び特定当業者の新設に伴い、「専門知識及び経験を有する者からの取引」から「特定委託者及び特定当業者からの商品市場における取引等」に改正されたことに対応する字句の修正等を行うため、「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」を一部改正し、第39回自主規制委員会（11月22日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、1月1日に施行した。

また、会員の実務担当者向けに「社内規則モデルの新旧対照表」等を作成して本会Webサイトの会員専用ページに掲載し、改正した本規則の施行日までに社内規則を変更するよう周知した。

⑦ 商品取引事故の確認申請等に関する規則の一部改正について

商先法において商品先物取引仲介業者に対しても商品先物取引業者と同様に損失補てんの禁止を適用するとともに、所属商品先物取引業者が会員である場合には、当該会員が本会を経由して商品取引事故の確認申請等を行うことが規定されたことから、会員が自己に所属する商品先物取引仲介業者に係る事故確認申請の手続きを行う場合には商品先物取引業者の例により行うこととする「商品取引事故の確認申請等に関する規則」の一部改正を第39回自主規制委員会（11月22日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、1月1日に施行した。

また、事故確認申請等の事務手続きを解説した「事故確認申請等の手引き」及び「事故確認申請等の記入の手引き」を改版して本会Webサイトの会員専用ページに掲載して周知するとともに、新規入会会員の実務担当者を対象にした手続き等に関する説明会を計5回開催した。

⑧ 受託等業務に関する規則の一部改正について

商品取引所法（以下「旧法」という。）においては国内商品市場取引のみを対象としていたため、取引に関するルールは商品取引所の定める受託契約準則に規定されていることから、「受託等業務に関する規則」では適合性原則の徹底や受託業務管理体制の整備等、会員の受託業務の社内体制等を主に規定していた。

しかしながら、商先法において外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引が新たに規制の対象となり、従来の受託契約準則によらない取引についても自主規制規則で対応

する必要があること、主務省が商品取引員の勧誘行為等に係る規制についての解釈指針を示した「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」（以下「委託者保護ガイドライン」という。）に代えて、新たに監督上の評価項目としての留意事項等を示した監督指針を制定することから、会員が商先法及び自主規制規則等を踏まえた社内規則によって適正な商品先物取引業務を行うことが求められることとなった。

そこで、本規則の名称を「商品先物取引業務に関する規則」に改め、規則の対象となる取引等の定義規定を設けるとともに、再勧誘の禁止や不招請勧誘の禁止等を遵守するための基準のほか、適合性の原則に則った口座開設、契約締結前交付書面の交付及び説明、取引口座の開設の手順、契約関係書類に基づく取引の取扱い等の取引の基本的なルールに関する規定を新設する一方、従来の禁止行為から登録外務員の禁止行為を削除（役員使用人の禁止行為として「会員従業員に関する規則」に移管）する等の一部改正を第40回自主規制委員会（12月1日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、1月1日に施行した。

なお、社内管理体制の整備、社内規則の制定及び本会への届出は現行の規定を踏襲したものの、主務省の委託者保護ガイドラインが廃止されたことから、社内規則の枠組みを規定していた「受託業務管理規則の制定に係るガイドライン」は廃止した。

⑨ 商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項の制定について

主務省の監督指針における顧客保護に関する部分に対応した商品先物取引業務を行うよう、会員が社内規則を制定する際に特に留意すべき事項について、本会が再勧誘の禁止、不招請勧誘の禁止及び適合性原則の遵守に関する留意事項を定め、会員は監督指針及び本留意事項を踏まえて社内規則を制定し、それを役員及び使用人に遵守させるとともに、社内監査を通じて遵守状況を点検することとし、第40回自主規制委員会（12月1日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、主務省の監督指針の制定を受けて、1月26日に施行した。

⑩ 会員従業員に関する規則の一部改正について

これまで「受託等業務に関する規則」（上記⑧のとおり「商品先物取引業務に関する規則」に改称）に定めていた登録外務員の禁止行為について、登録外務員を含めた会員の役員及び使用人（以下「役員使用人」という。）の禁止行為として「会員従業員に関する規則」に移管して整理するとともに、外務員登録制度の見直しにより廃止された登録外務員講習会に関連する教育研修の規定を削除するほか、所属商品先物取引業者である会員は商品先物取引仲介業者に対して本規則に則って役員使用人を管理させ、役員使用人の採用に際しての本会に対する照会も当該会員を通じて行う等の一部改正に併せて、本規則の名称を「会員等の役員使用人に関する規則」に改め、第40回自主規制委員会（12月1日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、1月1日に施行した。

⑪ 監査規則の一部改正について

商先法の施行に伴い、商品デリバティブ取引の対象となる取引が拡大したこと、新規参入業者の企業規模や業態等が既存の会員と異なることから、会員監査のあり方や社内監査報告書の内容については改正の必要があると認められるものの、上記④「会員の企業情報の開示に関する規則」の一部改正と同様の考え方で新規参入業者が会員となった後に検討する必要があると判断した。そのため、「監査規則」については、本会の定款改正に伴う引用条数の修正を行うための一部改正を第40回自主規制委員会（12月1日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、1月1日に施行した。

⑫ 商品先物取引委託者保護総合プログラムの廃止等について

「商品先物取引委託者保護総合プログラム」（以下「総合プログラム」という。）については、商品先物取引のトラブル解消に向けた集中的な取組みを一層充実し、委託者保護の強化を図り、もって商品先物取引の社会的信頼の向上を図ることを目的として、「商品取引トラブル解消アクションプログラム」と「会員の役職員等に対する特別指導等プログラム」を統合し、新たな取組みを加えて平成21年2月1日から実施してきた。しかしながら、商先法において不招請勧誘の禁止が導入され、顧客の保護に係る行為規制が大きく見直されるなどの諸事情を勘案した結果、総合プログラムは所期の目的を達したものと判断して廃止するものの、不招請勧誘の禁止について商先法の施行から1年以内に規制の効果及び被害の実態に照らして政令指定の対象を見直すとする国会の附帯決議を念頭に、会員のコンプライアンス意識の更なる徹底を図るため、商先法の施行に際しての今後の自主規制のあり方を示す会長談話を会員代表者に通知することとし、第40回自主規制委員会（12月1日開催）の審議を経て、第90回理事会（12月8日開催）において決定し、総合プログラムは平成22年末をもって廃止した。

なお、会長談話については、12月29日付けの「商品先物取引法の施行に当たって」として会員代表者宛に通知した。

⑬ 商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置の実施について

上記⑫のとおり不招請勧誘の禁止の見直しに関する国会の附帯決議に鑑み、商品デリバティブ取引に対し否定的な評価を招くおそれのある会員の不適切な業務のうち、特に本会相談センターに申出のあった商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（取引に至っていないもの）については機動的な措置が不可欠であることから、当該苦情の申出を受けた会員に対し、「商品先物取引業務に関する規則」第19条に基づく措置として報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を実施し、顧客保護の観点から本会が必要かつ適当であると認めたときは、勧誘に関する基準の遵守の徹底等について改善指導を行う等の措置を講ずる旨を理事会決議として会長通達により会員代表者宛に通知することとし、第41回自主規制委員会（書面審議・1月18日開催）の審議を経て、第92回理事会（1月26日開催）において決定し、即日施行（1月26日以降に申出のあった当該苦情から適用）した。

なお、会長通達については、同日付けの「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づ

く措置について」として会員代表者宛に通知した。

⑭ 会員等の役員使用人に関する規則の一部改正について

「会員等の役員使用人に関する規則」では、会員及び商品先物取引仲介業者が採用しようとする者が、最近5か年間に他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であったときに採用前の照会を義務付けるとともに、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」に基づいて外務員の登録を取り消された者の採用禁止等が規定されている。これらの規定について、商先法の施行後に本会に入会した会員の中で商品先物取引業を主たる事業としない金融機関及び金融商品取引業者等にあつては、商品先物取引業以外で採用する者も対象と解釈されかねないことから、適用対象となる者は商品先物取引業務に従事させる予定の者に限られる旨を明確にすることとし、「会員等の役員使用人に関する規則」を一部改正し、第42回自主規制委員会（2月23日開催）の審議を経て、第94回理事会（3月2日開催）において決定し、即日施行した。

(2) その他の自主規制ルールの整備

① 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正について

「金融商品に関する会計基準」の改正に伴い、時価等の開示対象が有価証券やデリバティブ取引から金融商品全般に広がったこと等を受け、金融商品に関する注記が新設されたこと、また、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の適用により、賃貸等不動産に関する注記が新設されたことなど、有価証券報告書の記載項目及びその内容に変更があったことから、これらに対応するため、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第20回監査委員会（5月17日書面開催）の審議を経て、第85回理事会（5月26日開催）において改正を行った。

② 商品先物取引業統一経理基準の一部改正について

「商品先物取引業統一経理基準」については、平成12年以降の我が国における新会計基準の導入において、取得原価主義の会計から時価会計への大きな転換があったことから、会員各社がこの動きに円滑に対応できるよう本基準を改正し、周知してきたところであるが、「会計ビッグバン」と呼ばれる国際会計基準への対応が始まって以降、約10年が経過し、会員の経理処理の実務においても新会計基準への対応が定着したため、今般、既に一般に公正妥当と認められる会計処理として会計基準が整備されているものや、一般に適用される勘定科目や経理処理については本基準の記載から削除し、商品先物取引業固有の勘定科目と経理処理を定める基準として見直しを行い、第42回自主規制委員会（2月23日開催）の審議を経て、第94回理事会（3月2日開催）において改正を行った。

(3) 総合プログラムに基づく指導等の実施

① 確定判決による解決事案に対する措置の実施

総合プログラムの施行日である平成21年2月1日以降、損失補てんに関する事故報告書に記載された商品取引事故のうち、裁判所の確定判決により解決した事案に関し、当該会員から関係資料の提出を受けるとともに、その事情を聴取して内容を調査した結果、1社に対し直接会員代表者に対して受託等業務の改善を指導した。

② 特別指導の実施

平成19年10月1日以降、商品取引事故の確認申請関連の添付資料若しくは損失補てんに関する事故報告書に記載された商品取引事故（値合金処理及び会員が提起した訴訟を除く。）又は商品取引事故等報告書に記載された未取引に係る苦情に関与した会員の役職員、あるいは本会受付の未取引に係る苦情に関与した会員の役職員、合わせて4名（延べ3社）について、所属する会員の営業責任者、管理責任者とともに招致して特別指導を実施した。

また、会員の役職員等が他の会員に移動した際、本会発足後の調査対象事故に10件以上関与した会員間移動者5名について、外務員登録の手続きを留保して事情聴取等を行ったうえ、特別指導を実施したのちに外務員登録を行った。この5名のうち1名については、前年度に調査を行ったものの移動先の会員を退社したことにより特別指導の実施に至らなかったが、その後に別の会員から登録申請がなされたため、改めて特別指導を実施した。

③ 登録外務員に対するコンプライアンス研修の実施

5月、8月及び11月に実施した登録外務員の更新講習において、コンプライアンスの重要性及び商品取引事故等の未然防止の観点から、本会が受け付けた苦情等の実態や違反等行為者に対する本会の処分等の措置等を周知するとともに、適正な受託等業務の必要性についての認識を徹底した。

(4) 会員の役職員等に対する指導、勧告、処分の実施状況

会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、第32回綱紀委員会（8月3日開催）において、会員から届出のあった3名について審議し、処分等を行った。

また、同規則に基づいて処分を受けた役職員等の氏名及び役職名、処分の内容、処分した理由、所属会員名等を他の会員に周知するとともに、処分を受けた役職員等の氏名を除く事項を本会事務所において10営業日の間公示し、本会Webサイトにおいて1年間掲載した。

| 処分の内容 | 処分した理由 |
|------------------|---|
| 外務員の登録の拒否3年間（1名） | 委託者に対し個人的に運用するとして金銭を預かり、同業他社に設けた自己の口座において、当該金銭を用いて委託者の利益を図る目的で取引を行ったことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。 |

| 処分の内容 | 処分した理由 |
|-----------------------|---|
| 外務員の登録の拒否2年間 (1名) | 委託者に対し金銭貸借を申し込み、金銭を借り受けたことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。 |
| 外務員の職務の停止6カ月間 (1名) | 委託者に対し金銭貸借を申し込んで金銭を借り受けたこと、また、特別な情報提供を行うとして顧問料の名目で金銭を受け取ったことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。 |

(5) 会員及び会員役職員等の受託等業務に関する調査及び指導等

① 会員に対する調査及び指導等

総合プログラムに基づく指導等のほか、苦情件数の多い会員や苦情の内容が執拗な勧誘や迷惑勧誘に該当する疑いがあると判断された会員4社に対して、受託等業務の適正化の観点から必要とされる指導等を行った。

② 会員役職員等に対する調査

総合プログラムに基づく指導等のほか、会員から違反等行為に係る届出があった役職員等4名に対して、当該行為が指導等の対象行為に該当するか否かについて調査を行い、事実関係の判明した3名については綱紀委員会にて処分を実施した。

(6) 会員に対する監査の実施状況

商品取引事故等の処理状況を確認するため、本会独自の特定監査を2社（実地1社、書面1社）に対して実施した。

(7) 契約締結前交付書面の国内商品市場取引向けひな形等の作成

旧法においては、本会が事前交付書面である「商品先物取引・委託のガイド」を作成して会員に提供してきた。しかしながら、商先法では、国内商品市場取引に加えて外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引が規制され、不招請勧誘の禁止の対象とならない商品取引契約（いわゆる「スマートC X」）が導入されるなど、商品取引契約の対象となる取引が多様化し、従来のように本会が統一的な書面を作成することは困難であること、新たに商品先物取引業者として参入の見込まれる金融機関や金融商品取引業者等にあっては、既に外国商品市場取引や店頭商品デリバティブ取引を業として行っている、あるいは金融商品取引法で規制されている外国為替証拠金取引に関して契約締結前交付書面を作成しているなど、既に当該書面を作成するノウハウを有していると判断されることから、これまで「商品先物取引・委託のガイド」を利用してきた会員が円滑に契約締結前交付書面を作成できるよう、国内商品市場取引向け同書面のひな形、作成にあたっての留意事項、記載事項・記載方法に関する法令及びパブリックコメントをとりまとめた資料を作成することとし、11月17日に本会

Webサイトの会員専用ページに掲載して会員に提供した。また、これらに関して行った会員からの意見等の募集の結果を踏まえ、12月2日にひな形等の改定を行い会員専用ページに掲載して会員に提供した。

(8) 会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に定める年次及び月次ディスクロージャー項目記載要領に基づき、対象会員に開示資料の作成を求めるとともに、平成22年3月期の年次開示資料については本会への提出を求め、本会Webサイトにおいて7月下旬から新たに平成22年3月期のものを加え、平成21年3月期のものと併せて2期分の開示資料を掲載することにより開示した。

また、対象会員においては、年次開示資料及び月次開示資料の双方について、本店及び従たる営業所に備え置くとともに、Webサイトに掲載することにより開示した。

なお、本会事務所における年次開示資料の開示は、4月1日の会員の企業情報の開示に関する規則の改正に伴い、平成21年度末をもって終了した。

2. 苦情・紛争の解決に係る事業

苦情・紛争の解決に係る事業については、委託者等からの商品先物取引に係る問い合わせ、苦情処理からあっせん・調停といった紛争仲介業務まで取り組んでいるところであるが、特に本年度は、商先法において従前からの国内商品市場取引に加え、新たに外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引が横断的に規制され、また、商品先物取引仲介業が創設されたことから、これらに対応するため、紛争処理規程、あっせん・調停委員会規則及び苦情処理規則の一部改正を行った。

なお、本年度より最終的な処理の仕方により「あっせん」又は「調停」のいずれかで終結する一段階の手続きに移行して紛争仲介業務を実施した。

(1) 苦情等の受付及び処理の状況

平成22年度における苦情等の受付件数は、苦情が43件、問い合わせが1,016件となった(表①参照)。

苦情申出の対象となった会員の数は18社で、会員総数37社(期首)の48.6%を占めた。また、対象会員のうち、苦情申出5件以上の会員は1社(5件。全苦情件数に対し11.6%)であった。

申出事由別に見ると、不当勧誘に関わるものが、29件67.5%(未取引7件)で、半数以上を占めた。その処理状況は年度内に解決したものが13件、打ち切りを含めると処理を完了したものが33件であった(表②参照)。

申出人に関する内訳及び本会への紹介者別内訳は次のとおりである。

- 性別 : 男性 33人 (76.7%)、女性 10人 (23.3%)
- 年令別 : 20代 0人 (0.0%)、30代 8人 (18.6%)、40代 5人 (11.6%)

50代 7人 (16.3%)、60代 17人 (39.5%)、70代 6人 (14.0%)
80代 0人 (0.0%)

- 取引経験 : 有 16人 (37.2%)、無 27人 (62.8%)
- 職業別 : 自営業 12人 (27.9%)、会社員 14人 (32.6%)
公務員 1人 (2.3%)、無職 12人 (27.9%)
その他 4人 (9.3%)
- 紹介者別 : 委託のガイド 7人 (16.3%)、消費者相談機関 11人 (25.6%)
弁護士 0人 (0.0%)、インターネット 6人 (14.0%)
主務省 5人 (11.6%)、新聞 0人 (0.0%)
取引所・業界団体 2人 (4.6%)、その他 (知人等) 12人 (27.9%)

また、受け付けた苦情は、すべて「国内商品市場取引」に係わる申出であった。

なお、問い合わせ1,016件のうち、会員である商品先物取引業者に係る問い合わせは443件で43.6% (それ以外は店頭、ロコロンドンまがい取引等の会員外の取引や外務員の照会などの取引に直接関係しないもの) であった (表③参照)。

① 苦情等の受付状況

| | | 申出件数 | 内 訳 | | |
|-------------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | | | 本 部 | 中 部 | 関 西 |
| 苦 情 | | 43 | 43 | — | — |
| 問い合わせ | | 1,016 | 1,016 | — | — |
| 前 年 度 | 苦 情 | 63 | 38 | 9 | 16 |
| | 問い合わせ | 1,418 | 1,122 | 53 | 243 |

② 苦情の処理状況

| 申出事由類型 | 件 数 | 比率% | 実会員数 | 処 理 結 果 | | |
|--------|-----|-------|------|---------|-----|-----|
| | | | | 解 決 | 取下げ | 打切り |
| 不当勧誘類型 | 29 | 67.5 | 14 | 8 | 0 | 14 |
| 一任売買類型 | 4 | 9.3 | 3 | 2 | 0 | 2 |
| 無断売買類型 | 5 | 11.6 | 5 | 2 | 0 | 2 |
| 過当売買類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 仕切回避類型 | 5 | 11.6 | 4 | 1 | 0 | 2 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 連絡不備類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 43 | 100.0 | 18 | 13 | 0 | 20 |

※「申出事由」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

③ 問い合わせ状況

| | 問い合わせ | うち会員である商品先物取引業者に係る問い合わせ |
|-----|-------|-------------------------|
| 4月 | 71 | 23 |
| 5月 | 73 | 31 |
| 6月 | 94 | 45 |
| 7月 | 94 | 49 |
| 8月 | 68 | 30 |
| 9月 | 75 | 29 |
| 10月 | 81 | 42 |
| 11月 | 90 | 44 |
| 12月 | 99 | 32 |
| 1月 | 110 | 43 |
| 2月 | 72 | 38 |
| 3月 | 75 | 37 |
| 合計 | 1,016 | 443 |

(2) 紛争仲介の受付及び処理の状況

平成22年度における紛争仲介の受付件数は、あっせんが29件、調停が4件となった（表①参照）。

紛争仲介申出の対象となった会員の数は16社で、会員総数37社（期首）の43.2%を占めた。対象会員のうち、紛争仲介申出5件以上は1社（7件。全紛争仲介申出件数に対し24.1%）、2件～4件は7社（14件。48.3%）、1件は8社（8件。27.6%）であり、2件以上の会員8社の紛争仲介申出件数（21件）が全紛争仲介件数の72.4%を占めた。

主たる申出事由別としてみると、不当勧誘に関するものが、20件69.0%で半数を占めた（表②参照）。

その処理状況は、あっせんについては、本年度申出件数と前年度（平成21年度）からの繰越件数17件を合わせた要処理件数は46件であった。そのうち、33件が処理を終了し、残り13件が処理中である。また、打切り13件のうち4件と前年度の繰越件数12件を合わせた16件が調停に移行し、全て処理が終了している（表③参照）。

また、受け付けた紛争仲介は、すべて「国内商品市場取引」に係わる申出であった。

① 紛争仲介の受付状況

| | 申出件数 | 内 訳 | | |
|---------|------|-----|-----|-----|
| | | 本 部 | 中 部 | 関 西 |
| あ っ せ ん | 29 | 29 | — | — |
| 調 停 | 4 | 4 | — | — |

※ 本会の紛争仲介制度は、平成22年度受付分より、その手続き内容により、「あっせん」又は「調停」のいずれかに集計される。

② 紛争仲介（あっせん）の申出事由別処理状況

| 申出事由類型 | 件数 | 比率% | 実会員数 | 処 理 結 果 | | |
|--------|----|-------|------|---------|-----|-----|
| | | | | 解 決 | 取下げ | 打切り |
| 不当勧誘類型 | 20 | 69.0 | 13 | 7 | 1 | 4 |
| 一任売買類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無断売買類型 | 4 | 13.8 | 4 | 0 | 0 | 2 |
| 過当売買類型 | 1 | 3.4 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 仕切回避類型 | 4 | 13.8 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 連絡不備類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 29 | 100.0 | 16 | 8 | 1 | 7 |

〔あっせん〕

| 申出件数 | 繰越件数 | 処 理 結 果 | | | |
|------|------|---------|-----|-----|-----|
| | | 解 決 | 取下げ | 打切り | 処理中 |
| 29 | 17 | 19 | 1 | 13 | 13 |

〔調 停〕

| 申立件数 | 繰越件数 | 処 理 結 果 | | | |
|------|------|---------|-----|-----|-----|
| | | 解 決 | 取下げ | 打切り | 処理中 |
| 4 | 12 | 12 | 0 | 4 | 0 |

※ 上記調停申立件数4件は、平成21年度以前に受け付けたあっせんが打ち切り処理後に調停を申し立てたものである。

(3) 苦情とあっせん直接申出の申出事由別状況

平成22年度に受け付けた苦情（43件）と直接あっせんに申出られたもの（12件）の申出事由をみると、不当勧誘類型が37件と全体の過半数以上を占めており、仕切回避類型が7件、無断売買類型が6件、一任売買類型が4件と続いている。

| 申出事由類型 | 件数 | 比率% | 実会員数 |
|--------|----|-------|------|
| 不当勧誘類型 | 37 | 67.3 | 18 |
| 一任売買類型 | 4 | 7.3 | 3 |
| 無断売買類型 | 6 | 10.9 | 6 |
| 過当売買類型 | 1 | 1.8 | 1 |
| 仕切回避類型 | 7 | 12.7 | 6 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0 | 0 |
| 連絡不備類型 | 0 | 0.0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0.0 | 0 |
| 合 計 | 55 | 100.0 | 22 |

(4) 主務省に対する報告

本会で取り扱った苦情、あっせん・調停については、商先法施行規則第129条及び第131条に基づき、毎月の集計は「苦情処理状況報告書」及び「あっせん・調停処理状況報告書」と

して、上期・下期の半期毎の集計は「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数に係る処理結果」として、それぞれ主務大臣あてに報告した。

(5) 苦情処理状況等の会員への周知

苦情処理規則に基づき、本年度の苦情の受付及び処理状況を「苦情処理状況通知」の形(4半期毎)で当期に係りのあった会員に周知した。

| | | (当期に係りのあった会員数) | |
|--------|-----------------|----------------|-------|
| 平成21年度 | 第4四半期(1月～3月)分 | 4月19日実施 | (16社) |
| 平成22年度 | 第1四半期(4月～6月)分 | 7月20日実施 | (11社) |
| 同 | 第2四半期(7月～9月)分 | 10月20日実施 | (12社) |
| 同 | 第3四半期(10月～12月)分 | 1月20日実施 | (11社) |

(6) 苦情及び紛争処理結果の会員等への周知

苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、苦情及び紛争の申出内容及び処理結果について、本会Webサイト(「会員専用ページ」)にて会員等に周知した。

(7) 消費者相談関係機関との情報交換等

消費者相談行政担当者等との情報交換、意見交換等を次のとおり行った。

| 主催 | 会議名 | 対応 |
|-----------------------|-----------|----|
| 3月30日 (社) 全国消費生活相談員協会 | 消費生活相談員研修 | 本部 |

3. 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

外務員研修、資格試験、登録等に係る事業については、登録外務員の更新講習において、コンプライアンスの徹底と営業手法の改善等を自覚させるコンプライアンス研修を実施した。

また、登録外務員のための登録外務員講習会、登録更新講習、外務員登録資格試験について従来に引き続き実施するとともに、主務大臣からの委任事務である外務員登録についても引き続き円滑に実施した。さらに、1月1日の商先法の施行に伴い、これら外務員研修業務等のあり方について(7)のとおり見直しを行い、会員各社に周知徹底を行った。

(1) 登録外務員講習会と指定講習の実施

平成22年度における登録外務員講習会と指定講習は、下表のとおり実施した。登録外務員講習会の受講者数は113名で、昨年度の受講者数194名を81名下回り、また、指定講習の受講者数は96名で、昨年度の受講者数191名を95名下回った。

[平成22年度登録外務員講習会実施状況] (数字は受講者数)

| 地区 月 度 | 関 東 | 関 西 | 計 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 4 月 度 | 47 | | 47 |
| 10 月 度 | 66 | | 66 |
| 計 | 113 | | 113 |

〔平成22年度指定講習実施状況〕

(数字は受講者数)

| 地区 月 度 | 関 東 | 関 西 | 計 |
|-----------|-----|-----|----|
| 4 月 度 | 67 | 22 | 89 |
| 6 月 度 | 1 | | 1 |
| 7 月 度 | 1 | | 1 |
| 10 月 度 | 5 | | 5 |
| 計 | 74 | 22 | 96 |

(2) 登録更新講習の実施

平成22年度において外務員登録の更新を受けようとする者、並びに外務員再登録を受けようとする者を対象にして、登録外務員による外務行為の改善や商品取引事故等の未然防止を図る観点から、本会が受け付けた苦情等の実態や違反等行為者に対する本会の処分等の措置を周知し、併せてコンプライアンスの重要性を徹底するための「登録更新講習」を下表のとおり実施した。受講者数は全国5地区で443名であった。

また、従来の講習内容に加えて、「商品先物業界を取り巻く情勢と適正な勧誘・受託業務」をテーマとしたコンプライアンス研修を実施した。

〔平成22年度登録更新講習実施状況〕

(数字は受講者数)

| 地区 月 度 | 北海道 | 関 東 | 中 部 | 関 西 | 西日本 | 計 |
|-----------|------|---------|-------|---------|-------|----------|
| 5 月 度 | 7(0) | 79(26) | | 41(17) | | 127(43) |
| 8 月 度 | | 80(10) | | 54(7) | | 134(17) |
| 11 月 度 | | 58(10) | 10(3) | 17(0) | 16(3) | 101(16) |
| 2 月 度 | | 65(51) | | 16(8) | | 81(59) |
| 計 | 7(0) | 282(97) | 10(3) | 128(32) | 16(3) | 443(135) |

※ () 内は、再登録者の受講者数

(3) 外務員登録資格試験の実施

旧法のもとで実施した平成22年度(5～10月度)の外務員登録資格試験の状況は下表のとおり延べ受験者数は212名(平均合格率91.0%)であり、昨年度の延べ受験者数396名を184名下回る状況であった。

なお、今年度(平成23年1月～3月)は商先法に基づく外務員登録試験は実施していない。

〔平成22年度外務員登録資格試験実施状況〕

(数字は受験者数)

| 地区 月 度 | 関 東 | 関 西 | 計 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 5 月 度 | 107 | 32 | 139 |
| 6 月 度 | 2 | | 2 |
| 7 月 度 | 2 | | 2 |
| 10 月 度 | 69 | | 69 |
| 計 | 180 | 32 | 212 |

(4) 外務員教育教材の制作

10月度の講習会までは、外務員教育教材として従来のテキストを使用したのが、1月1日の商先法施行に伴い、これらテキストのうち、「法令諸規程」、「受託業務の基礎知識」及び「商品取引所法対照法令集」の改訂を進めた。特に「受託業務の基礎知識」は「商品先物取引業務の基礎知識」に、「商品取引所法対照法令集」は「商品先物取引法対照法令集」に題名を変更し、年度内に会員に頒布した。

(5) 日商協ゼミナールの開催

本ゼミナールは、会員役職員に対し幅広く情報や知識を提供し資質の向上を図るものとして毎年3期に分け、各地区で開催しているもので、平成22年度は、東京地区で7回実施し、延べ222名の役職員が受講した。なお、第Ⅲ期の第2回及び第3回については、東日本大震災の影響により開催日を変更し、平成23年度（平成23年4月21日、26日）に開催することとなった。

(6) 外務員の登録

平成22年3月末の登録外務員数は3,511名であったが、平成22年4月度から平成23年3月度までに新規登録外務員が314名（再登録を含む）、登録更新者数が603名、一方、退職等による登録抹消者数が1,028名であったので、平成23年3月末では2,797名となり、714名の減少となった。

(7) 外務員研修業務等の見直しについて

登録外務員の定義については、商先法施行後の会員は国内の商品市場取引、外国の商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を営む商品先物取引業者であり、法律上許可は一本であること、また許可取得後は届出のみでいずれのビジネスも展開できることを考慮すると外務員に種別を設けることはせずに登録することとし、その対象者は会員の商品先物取引業者及び会員に所属する商品先物取引仲介業者の役員及び使用人とした。

このような登録外務員の定義を踏まえて、1月1日の商先法の施行に向けて外務員研修業務等のあり方について次の見直しを行った。

① 研修事業の見直し

イ 試験前研修（登録外務員講習会・指定講習）の廃止について

試験前研修については、協会発足時において会員各社間における教育部門の充実度に格差があったことなどから、試験前に受験者が一定のレベルになるように、本会が実施する試験前研修の受講を義務付け受験資格とした経緯がある。その後、会員各社の教育担当者のうち一定の要件を具備した者が本会の実施する試験前研修の講師として登録し、その任に当たってもらい、登録された講師が所属する会員各社においても本会が指定したカリキュラム等を充足した講習会を行うことができる社に対しては本会が行う講習会と同等のものとして認定（以下「指定講習」という。）し、受験資格を付与してきた。

昨今の状況として、①会員各社における教育環境も整ってきたこと、②本会が開催す

る講習会受講者よりも会員各社が実施する指定講習を受講する者の方が増えてきたこと、③証券業・金融先物取引業界には試験前研修が無いこと、④外務員の資質の向上について考えた場合、受験までの短期間の研修よりも登録後の研修等の充実を図ることの方が肝要と思われることなどを勘案した結果、試験前研修は廃止する。

ロ 登録前研修期間の廃止について

登録前研修については、昭和43年の改正商品取引所法施行に当たり、登録外務員の一層の社内教育の充実を期する目的で当時の(社)全国商品取引所連合会が「登録外務員制度基本要項」で定めたもので、その後(社)日本商品取引員協会において会員間における外務員の引抜き問題もあって、これまで継承されてきたが、昨今は「引抜き」という問題が生じていないことやコンプライアンスの徹底により、規制を行う実質的な意味はないと思われることから登録前研修期間は廃止する。なお、証券業・金融先物取引業界にはこのような制度はない。

ハ 登録更新講習の実施について

外務員登録を行ってから定期的に知識などのチェックを行っていくことは必要なため、登録更新講習はある程度の費用は掛かっても拡充して継続する方向で検討する。なお、新会員の態様の違い等を考慮すると現在行っている集合研修を改め、Webによる登録更新講習の導入を検討する。

② 外務員資格試験の見直し

イ 試験問題の出題範囲について

会員等各社の態様の違いに鑑み、自社で取扱う商品等の知識については、会員等各社の責任において習得するものとし、商先法施行からは従来の「商品先物市場論」、「法令諸規程」、「受託業務の基礎知識」、「上場商品の基礎知識」の4科目から、「上場商品の基礎知識」を除いた3科目からの出題とした。なお、「受託業務の基礎知識」の科目名については、法律等との整合から「商品先物取引業務の基礎知識」に変更した。

ロ 試験時間について

知識の修得の向上を図る観点から、試験時間については120分から90分に変更した。

ハ 試験の実施について

受験者数に見合う試験会場の手配などから開催地区を限定している現況や全国各地に支店等を展開している会員等の利便性の向上等を勘案して、現在の集合試験からWebによる試験の導入を検討する。

③ 外務員登録の見直し

イ 外務員の登録（申請）について

システムの更新に伴い、1月1日の商先法施行時から紙ベースによる外務員の申請（登録）からWebによる外務員の申請（登録）を導入した。

ロ 登録外務員証の廃止について

無登録外務行為を防止するために発行していた「登録外務員証」について、①現在、無登録外務行為があったという情報を得ていないこと、②証券業及び金融先物取引業界に登録外務員証は存在しないこと、③登録外務員証の交付にかなりの時間が費やされており、登録が月に3回に限られる背景となっていることなどを勘案して、登録外務員証は廃止する。

④ 見直しに係る規則の改正

これらの外務員研修業務等の見直しを行うため、第14回研修委員会（7月22日開催）で検討し、第17回及び第18回の外務員登録等資格委員会（8月5日及び10月25日開催）において、会員等の外務員の登録等に関する規則、「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則、外務員資格試験等規則及び外務員資格試験等実施要領の改正を決定し、1月1日に施行した。

4. 商品取引事故確認等に係る事業

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、主務大臣への商品取引事故の確認申請（様式第1号）、商品取引事故の主務大臣への事故報告（様式第2号）並びに本会への事故報告（様式第3号）について、当該申請及び報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。

5. 商品取引責任準備金に係る事業

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩し等の業務が適正に運営、管理されるよう指導を行った。

6. 広報に係る事業

(1) 会長インタビュー

通信媒体において、荒井会長へのインタビュー記事による特集等を実施した。

| 媒体名 | 掲載日 | 記事名 |
|-----------|----------|---------------------|
| 時事通信J-COM | 22. 6. 1 | 改正商取法対応の自主規制ルールを万全に |

(2) インターネット広報

投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するため、前年度に引き続き、Webサイトによる広報の拡充に努めた。特に本年度は7月に「新規入会をお考えの方へ」のページを作成し、商品先物取引業者の許可を取得し本会への加入を検討している事業者に対して、本会への加入手続きや商先法施行に伴う各種説明会等の情報提供を行った。

また、商先法施行によって外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を行う業者も会員になり、本会Webサイトの閲覧者が増加することに備えて、3月にWebサイトの全面的なリニューアルを行った。このリニューアルでは、より見やすく、より利便性が高まるようデザインを変更するとともに、資料統計のページを設けてそこに苦情紛争レポートや登録外務

員数の統計を掲載するなど、情報の再整理とコンテンツの充実を図った。さらに、会員専用ページで本会への届出や報告をWeb上で行えるようにするなど、会員の事務負担軽減を図った。

(3) 会員名簿等の作成・配布

会員名簿を作成し、業界関係者等に随時配布した。

(4) 報道関係への対応

① 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計8回開催した。

② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブを対象とした協会広報としてニュースリリースを計12回発行した。

Ⅱ 総務に関する事項

1. 平成22年度の事業計画・収支予算及び定率会費

(1) 平成22年度当初事業計画

平成22年度の当初の事業計画については、平成21年7月に公布された商先法において、従来の国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引が加わった「商品先物取引業」が新設され、また商品先物取引仲介業の制度も導入されたところであるが、他方、これらの事業者に対する行為規制についても強化され、不招請勧誘の禁止が原則として導入されるなど、大きな環境の変化の中で本会の果たすべき役割は益々重要性を増してきているところであることから、以下の各事業を重点的に取り組むこととし、さらに、商先法の施行により新規参入が見込まれることから、新規参入を希望する事業者に対して協会の事業等についての広報を積極的に行うことなどについて、第21回臨時総会（3月17日開催）において決定した。

① 自主規制に係る事業

イ. 法令等の遵守と高い商業倫理確立に係る会員自主規制の徹底

a. 商品先物取引法に対応した自主規制ルールの整備

b. 同法、自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底

c. 会員における自主規制ルール及び商品先物取引業務管理体制の整備

ロ. 法令、自主規制ルールに基づく指導・勧告・公表・制裁（処分）の適正な実施

② 苦情・相談の解決に係る事業

イ. 委託者等からの苦情の解決

ロ. 紛争の解決のためのあっせん・調停の一層の機能強化

a. 紛争解決に係る処理業務の一段階化による迅速かつ効率的な実施

b. ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得

ハ. 苦情・紛争内容の調査、分析及び周知

ニ. 各地区の消費者相談機関等との情報交換

③ 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

イ. 外務員研修に係る事業

a. 登録外務員講習会の運営・実施

b. 登録更新講習の運営・実施

c. 外務員教育教材の制作

ロ. 外務員登録資格試験の運営・実施

ハ. 外務員の登録等に係る事業の運営・実施

ニ. 外務員の専門性向上に係る事業の運営・実施

ホ. 上級外務員認定資格試験等の運営・実施

④ 監査に係る事業

- イ. 会員の商品取引受託業務に係る社内監査結果の分析及び実地監査の実施
- ロ. 会員の財務及び経理に関する監査事業の実施
- ハ. 会員の統一経理基準に関する業務の実施

⑤ 商品取引事故確認等に係る事業

- イ. 商品取引事故の確認申請等業務の実施
 - a. 会員の商品取引事故の確認申請の円滑な処理
 - b. 会員の商品取引事故に伴う損失補てんに係る報告の円滑な処理
 - c. 会員の商品取引受託業務に係る損失補てん等に関する社内管理体制の整備
- ロ. 会員の行う商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理業務

⑥ 広報に係る事業

- イ. 協会ホームページの充実・強化
- ロ. 協会事業に係る情報開示
 - a. 会員の企業情報開示制度の紹介
 - b. 協会自主規制活動についての情報開示
 - c. マスコミ報道機関等への情報提供
- ハ. 内外自主規制機関との連携
- ニ. 商品先物取引法により新規参入が見込まれる事業者への協会の宣伝等

⑦ コンプライアンス強化等特別事業

登録更新講習におけるコンプライアンス研修の実施等

(2) 平成22年度追加事業計画

第21回臨時総会において承認された事業計画に基づいて平成22年度の事業を推進してきたが、この当初の事業計画は、1月に施行された商先法への対応が円滑に進むための諸準備を行うことを念頭に作成したものであり、商先法施行に伴って拡大される外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引に係る事業については具体化していなかった。そのため、商先法施行後（1月から3月）の事業計画については、当初の事業計画に加え、これらの取引に係る要素を織り込み、新規入会者を含む会員がこれらのビジネスを円滑に行うための基盤整備を行うために必要な事業に重点的に取り組むこととし、そのために必要な以下の事業計画を追加することを第22回臨時総会（12月8日開催）で承認された。

① 自主規制に係る事業

- イ. 法令等の遵守に係る会員自主規制の徹底
 - a. 商品先物取引法に対応した自主規制ルールの整備についての検討
 - b. 同法、自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底
 - c. 会員における自主規制ルール及び商品先物取引業務管理体制の整備
- ロ. 法令、自主規制ルールに基づく指導・勧告・公表・制裁（処分）の適正な実施

② 苦情・相談の解決に係る事業

イ. 顧客からの苦情の解決

ロ. 紛争の解決のためのあっせん・調停の一層の機能強化及び業務の合理化

a. 紛争解決に係る処理業務の一段階化による迅速かつ効率的な実施

b. 開催地区の見直し及びそれに伴うあっせん・調停委員の減員の検討

c. ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備

ハ. 苦情・紛争内容の調査、分析及び周知

ニ. 各地区の消費者相談機関等との情報交換

③ 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

イ. 外務員の登録等に係る事業の運営・実施

a. 新登録システムの円滑な運用

b. 登録更新講習の運営・実施

ロ. 外務員登録資格試験の運営・実施

a. 新試験システムの構築

ハ. 外務員研修に係る事業

a. 外務員教育教材の制作

b. webによる講習制度の検討

ニ. 外務員の専門性向上に係る事業の検討

④ 監査に係る事業

会員の商品先物取引業務に係る社内監査の監査項目の検討

⑤ 商品取引事故確認等に係る事業

イ. 商品取引事故の確認申請等業務の実施

a. 会員の商品取引事故の確認申請の円滑な処理

b. 会員の商品取引事故に伴う損失補てんに係る報告の円滑な処理

c. 会員の商品取引受託業務に係る損失補てん等に関する社内管理体制の整備

ロ. 会員の行う商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理業務

⑥ 広報に係る事業

イ. Q&A等の作成をはじめとする協会ホームページの充実・強化

ロ. 協会事業に係る情報開示

a. 会員の企業情報開示制度の紹介

b. 協会自主規制活動についての情報開示

c. マスコミ報道機関等への情報提供

ハ. 内外自主規制機関との連携

ニ. 店頭商品デリバティブ取引に関する統計作成を行うための検討、調査

⑦ コンプライアンス強化等特別事業

登録更新講習におけるコンプライアンス研修の実施等

(3) 当初予算及び変更予算（第1次変更予算及び第2次変更予算）

平成22年度の当初予算については、第81回理事会（平成21年11月25日開催）で取りまとめられた「平成22年度予算作成の基本的考え方」に基づき、事務局体制の再編に的確に対応すること、また、商先法の円滑な施行に向けて諸準備を行うこととして策定し、予算規模を収支同額の606,082千円（前年当初予算比187,741千円減）として、第21回臨時総会（3月17日開催）において承認された。

平成22年度の当初予算の執行については、例年どおり年度当初から徹底的な節約を行ない、さらに、①希望退職者の募集による雇用調整（平成22年4月現在37名から平成23年4月現在21名へ減）及び役職員人件費の抑制、②本部事務室7階部分の賃貸借契約を5月末で解除し縮小、③関西支部を22年4月末で廃止、④その他事業においても実施方法についてきめ細かく検討し経費の節約を図る、といった施策により事業費及び事務所費とも最大限の削減に務めた。

平成23年1月以降、商先法の施行により、当初予算策定時から会員数や会員各社の事業内容に変動があること、本会においても新たな事業を行う必要があることなどの理由から、支出内容の組み替えを行い、当初予算と実質的に同水準の5億円程度（退職給付引当金及び運営準備積立金取崩収入を除く）の第1次変更予算を策定することとした。主な支出の変更内容は、①新規加入会員の外務員登録の円滑化のための経費、②会員との連絡などを容易にする協会事務の基盤整備のための経費、③商先法施行に伴い必要となる自主規制措置の検討のための経費、などを追加したこと、④数年に一度必要なシステム更新のたびに、特別会費として会員負担が増大することを回避するためシステム更新等準備金を新設し40,000千円を積み立てること、⑤当初予算で予定していた運営準備金（一般口）の取り崩しについては、前期繰越金等で対応できたことから取り崩しを中止することとし、第1次変更予算収入額を755,575千円（平成22年当初予算比149,493千円増）、第1次変更予算支出額を733,203千円（平成22年当初予算比127,121千円増）として作成し、第22回臨時総会（12月8日開催）において承認された。

その後、商先法の完全施行により、第1次変更予算作成時点から、収支両面にわたり事情の変更が生じたため第2次変更予算を策定することとなった。収入面においては、第1次変更予算では、会費収入額の積算については会員数を45社としたが、2月15日現在の会員数は54社となったことから、新規加入会員の入会金や会費が見込みよりも増額となるなど増収となり、支出面においては、業務の見直しを行い更なる経費の節減に務めたことにより、想定よりも多くの実質的な収支差額が発生することとなったことから、①平成23年度の会費軽減のための原資として繰越額を利用すること、②今後のシステムの高度化に対応し、システム更新に伴う会員の負担増を回避するためのシステム更新等準備積立金預金への積み増し額を、第1次変更予算額の40,000千円から70,000千円へ変更すること、③会員の基盤がなお不安定な状況にあること等、中期的な観点から会員の負担の平準化を図り、協会運営の安定を図るため、運営準備積立預金（一般口）への積み増し額を第1次変更予算額の53,000千円から40,000千円増額して

93,000千円とすることとして、第2次変更予算収入額を826,949千円（第1次変更予算比71,374千円増）、同変更予算支出額を781,763千円（第1次変更予算比22,814千円増）とし、第23回臨時総会（3月23日開催）において承認された。

2. 定款及び諸規程の改正

(1) 定款の改正

本会はこれまで国内商品市場の受託を行う商品取引員の自主規制機関として事業を行ってきたが、1月1日の商先法施行によって、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を行う事業者を加えた「商品先物取引業者」の自主規制機関となり、これに伴う協会の業務の拡大、商先法施行に伴う用語の整理、協会運営の効率化、公益法人会計（平成20年度基準）に準拠するため等の定款改正を第89回理事会（11月17日開催）を経て、第22回臨時総会（12月8日開催）において決定し、12月24日付けで主務大臣の定款変更の認可を受け、1月1日に施行した。

(2) 定款の施行に関する規則の改正

- ① 平成22年10月中旬頃から農林水産省並びに経済産業省において商先法に基づく商品先物取引業者の許可の申請の受付が開始される予定であるとのことから、本会への入会手続きも並行して行えるよう入会手続きに係る添付書類を商先法の申請書類に統一するための定款の施行に関する規則の改正を第88回理事会（9月29日開催）で決定し、即日施行した。
- ② 商先法の施行に伴い、引用している商先法上の定義、用語及び条番号の修正、また、それに伴う本会定款等の改正に対応するための改正を第91回理事会（12月28日開催）で決定し、1月1日に施行した。

(3) 委員会規則の改正

① 常設委員会及び特別委員会規則の改正

本会をめぐる情勢を鑑み本会の事業運営の効率化を図る観点から委員会組織について簡素かつ機動的なものとするため、常設委員会を自主規制委員会及び総務委員会とすること、また、商先法施行後の会員の業態の多様化を鑑み特別委員会委員の構成を見直すための改正を第89回理事会（11月17日開催）で決定し、1月1日に施行した。

② 規律委員会規則等の改正

商先法施行及び定款の改正に伴い、規律委員会規則、規律委員会規則に関する細則、綱紀委員会規則、外務員登録等資格委員会規則及び上級外務員認定審査委員会規則のうち、法律名及び引用している定款の条文番号の変更に対応した改正を第91回理事会（12月28日開催）で決定し、1月1日に施行した。

(4) 役員選任規程の改正

定款の改正に伴い、役員選任規程の中で引用している定款の条文番号の変更に対応した改正を第91回理事会（12月28日開催）で決定し、1月1日に施行した。

3. 協会運営の合理化

(1) 職員の減員と本部事務所面積の縮小

厳しい財政状況のもと、更なる経費を削減するために雇用調整を実施し、前年度末を期限とする希望退職に16名が応じ、職員数は37名から21名となった。特に本部職員数は33名から20名となり、事務スペースを効率的に利用するため5月1日から本部事務所を4フロアから3フロアに縮小した。(本部事務所7階の賃貸借契約の解除日は5月31日)

(2) 本会の事務局体制の抜本的再編及び関西支部の廃止

第83回理事会（平成22年1月27日開催）において決定した組織規程の改正（5月1日施行）により、次の組織再編を実施した。

[4月30日]

関西支部廃止（業務は平成22年3月31日をもって終了した。）

[5月1日]

- ①自主規制部、監査部及び審査部を統合し、名称を「自主規制グループ」とした。
- ②総務部及び研修登録部を統合し、名称を「管理グループ」とした。
- ③上記①及び②に併せて、職制、事務分掌及び職務分掌を整理した。

(3) 常設委員会の統廃合

協会運営の効率化のため、定款を改正の上、常設委員会を次のとおり統廃合した。

- ①運営委員会を廃止（12月31日）
- ②研修委員会を総務委員会に統合（1月1日）
- ③監査委員会を自主規制委員会に統合（1月1日）

4. 会員代表者懇談会の開催

本会の運営に会員の意見をより反映させるとともに、本会の事業等についての会員の理解を深めるため、次の会員代表者懇談会を開催した。

5月20日 （会場）東京工業品取引所地下1階 セミナールーム

- (議題) 1. 不招請勧誘の禁止について
2. その他

(先物協会と共同で開催した。)

11月2日 （会場）東京穀物商品取引所2階 会議室

- (議題) 1. 平成22年度（1月～3月）変更予算（会費）について
2. 定款の変更案について
3. 改正法の施行に伴う自主規制について

2月16日 （会場）東京工業品取引所地下1階 セミナールーム

- (議題) 1. 平成23年度の協会の事業について
2. 平成23年度の協会の予算(会費)について

5. 商先法施行に伴う各種説明会の開催

商先法の改正の概要、商先法施行に伴う自主規制規則及び本会業務に係る変更点等の理解を深めるため、会員及び入会予定者に対して次の説明会を開催した。

(※を付した説明会は先物協会と共同で開催した。)

6月9日 「初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のない取引」に係る説明会(※)

(会場) 東京穀物商品取引所2階 会議室

10月27日 改正法(商品先物取引法)に係る主務省説明会(※)

(会場) マツダ八重洲通ビル9階 マツダホール

- (議題) 1. 改正商品取引所法について
2. 商品先物取引業者の許可等申請手続について
3. 日本商品先物取引協会への加入手続について

11月15日 「商品先物取引業者等の監督の基本的な方針(案)」に関する主務省説明会(※)

(会場) エンパイヤビル11階 会議室

- (議題) 1. 「商品先物取引業者等の監督の基本的な方針(案)」について
2. 日商協自主規制について
3. その他

11月25日 新外務員登録管理システムに係る登録事務説明会

(会場) 東京穀物商品取引所2階 会議室

12月14日 改正法の施行に伴う自主規制規則の改正等に関する説明会

(会場) マツダ八重洲通ビル9階 マツダホール

- (議題) 1. 改正法の施行に伴う自主規制規則の改正等について
2. その他

1月28日 新会員向け業務説明会

(会場) 東京穀物商品取引所2階 会議室

- (議題) 1. 外務員登録システムについて
2. 苦情、紛争発生時の対応について
3. 「定款の施行に関する規則」に基づく本会への届出及び報告等について

2月7日 商品先物取引業者等の監督の基本的な指針及び商品先物取引業者等検査マニュアルに関する主務省説明会(※)

(会場) エンパイヤビル11階 会議室

- (議題) 1. 商品先物取引業者等の監督の基本的な指針について

2. 商品先物取引業者等検査マニュアル

3. その他

1月以降随時 商品取引事故の確認申請等に係る事務手続き及び「事故確認等システム」の操作手順書等説明会

(会場) 本会 会議室

(議題) 1. 商品取引事故の確認申請等に係る事務手続きについて

2. 「事故確認等システム」の操作手順について

3. その他

6. 会員の異動

年度当初の本会の会員は37社であったが、年度内に次の異動があつて、年度末の会員数は55社となった。

(1) 加入

| 会員名 | 代表者名 | 年月日 |
|---|------------------|------------|
| MF Global FXA証券(株) | 吉岡成泰 | H22. 5. 26 |
| クリック証券(株) | 高島秀行 | H22. 7. 28 |
| あい証券(株) | 加藤丈典 | H23. 1. 1 |
| (株)あおぞら銀行 | ブライアン・エフ・プリンス | H23. 1. 1 |
| インヴァスト証券(株) | 川路 猛 | H23. 1. 1 |
| (株)SBI証券 | 井土太良 | H23. 1. 1 |
| エフエックス・オンライン・シージャパン(株) | アントリュー・ロバート・マッケイ | H23. 1. 1 |
| グローバル・フューチャーズ・アント・フォレックス・リミテッド | ゲーリー・ティルキン | H23. 1. 1 |
| サクソバンクFX証券(株) | 小島 和 | H23. 1. 1 |
| CMC Markets Japan(株) | 小池 一弘 | H23. 1. 1 |
| JPMorgan証券(株) | クリスファー・ハウイー | H23. 1. 1 |
| (株)DMM.com証券 | 谷川龍二 | H23. 1. 1 |
| 東岳証券(株) | 加藤正躬 | H23. 1. 1 |
| トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッド (東京海上フィナンシャルソリューションズ証券会社) | 且田 恭一 | H23. 1. 1 |
| 日産センチュリー証券(株) | 貫 雄彦 | H23. 1. 1 |
| (株)マネーパートナーズ | 奥山泰全 | H23. 1. 1 |
| (株)みずほ銀行 | 小松 淳 | H23. 1. 1 |
| (株)三井住友銀行 | 太田 純 | H23. 1. 1 |
| 楽天証券(株) | 楠 雄治 | H23. 1. 1 |
| フォレックス・ドットコムジャパン(株) | シェーン・ブランスタイン | H23. 1. 27 |
| (株)北陸銀行 | 高木繁雄 | H23. 1. 27 |
| エーアールティー(株) | 小平基臣 | H23. 2. 15 |

| 会員名 | 代表者名 | 年月日 |
|-------------------|-----------|------------|
| O D L J A P A N 株 | ウィリアムズ イソ | H23. 2. 15 |

(2) 脱 退

| 会員名 | 事 由 | 年月日 |
|-------------------------------------|-----------------------------|-------------|
| オ ム ニ コ 株 | 商品取引受託業務の廃止 | H22. 5. 20 |
| 株 ア サ ヒ ト ラ ス ト | 岡安商事株に対する商品取引受託業務の全部承継 | H22. 8. 2 |
| オ リ オ ン 交 易 株 | 岡安商事株に対する商品取引受託業務の全部承継 | H22. 8. 23 |
| 三菱商事フューチャーズ株 | ドットコモディティ株に対する商品取引受託業務の全部譲渡 | H22. 10. 30 |
| 株 中 部 第 一 | 商品取引受託業務の廃止 | H22. 12. 27 |
| GINGA PETROLEUM (SINGAPORE) PTE LTD | 法改正に伴い業態を変えるため | H22. 12. 31 |
| 丸 梅 株 | 商品先物取引業の廃止 | H23. 3. 31 |

(3) 商号の変更

| 新商号 | 旧商号 | 年月日 |
|-------------------|----------------------|------------|
| モルガン・スタンレーMUFG証券株 | モルガン・スタンレー証券株 | H22. 5. 1 |
| I G マーケッツ証券株 | エフエックス・オンライン・シージャホン株 | H23. 2. 19 |

(4) 会員代表者の変更

| 会員名 | 新代表者名 | 旧代表者名 | 年月日 |
|------------------|-------|-------------|-------------|
| MF Global FXA証券株 | 西脇寿宏 | 吉岡成泰 | H22. 5. 31 |
| 株 コ ム テ ッ ク ス | 有馬誠吾 | 繁澤宏明 | H22. 6. 30 |
| ドットコモディティ株 | 舟田 仁 | 車田直昭 | H22. 6. 30 |
| 北 辰 物 産 株 | 釧持宏昭 | 松本博任 | H22. 10. 14 |
| 日 本 ユ ニ コ ム 株 | 青山秀世 | 二家勝明 | H23. 1. 1 |
| ニューエッジ・ジャパン証券株 | 久野喜夫 | ジュリアン・ルノーブル | H23. 1. 1 |